ファミ<mark>リー・サポート・センター</mark> 総合補償制度のご案内

団体総合補<mark>償制度費用保険(企業・団体災害扶助規程担保特約)/</mark>施設所有(管理)者賠償責任保険/生産物賠償責任保険/ 受託者賠償責任保険

Chubb | Casualty + Personal Accident

Chubb 損害保険株式会社 2017年3月版

ファミリー・サポート 活動中の 事故に備えて・・・

「忙しいときに子どもを預かってほしい」「自分の子育ての経験を活かしたい」そんな 会員を結ぶファミリー・サポート制度。大切な他人のお子さんを預かるのですから、事 故のないように気をつけて活動しなければなりません。

しかし、どんなに気をつけても事故は思いがけずやってくるものです。万が一、事故が 起こった場合には、ファミリー・サポート・センターが運営責任を問われ、訴訟、賠償 金支払へと発展するケースなどのリスクも予想されます。会員が安心して活動を行える ように、総合補償制度をご検討してみてはいかがでしょうか。

総合補償制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。

災害補償制度は、ファミリー・サポート制度を利用する会員 *1 のケガと特定疾病 *2 を補償します。 賠償金補償制度は、ファミリー・サポート・センターの運営上、会員 *1 や第三者への賠償責任が 生じた場合の賠償金を補償します。

ファミリー・サポート・センターの運営管理や活動に起因して会員*1や第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を会が負担した場合
・ 損害賠償金 ・ 弁護士費用等の争訟費用 など

会員*1が被った傷害 (ケガ) および特定疾病*2 に対する補償

見舞金

- *1 会員とは提供会員および依頼会員の子どもを指します
- *2 特定疾病については、次ページ特長1を参照

災害補償制度

団体総合補償制度費用保険/企業・団体災害扶助規程担保特約/保険料確定特約(保険料精算を行う場合は付帯なし)

ファミリー・サポート・センター制度に基づき援助活動中の提供会員および依頼会員の子どもが**ケガ**や**特定疾病**を被った場合に、ファミリー・サポート・センターが補償規程に基づき負担した費用(会員への見舞金)を補償します。



想定事故例

- 公園で遊ばせていた依頼会員の子どもが熱中症で倒れ、通院した。
- 提供会員が依頼会員の子どもを保育施設まで迎えに行く途中、自動車に轢かれ、入院した。
- 提供会員の家で依頼会員の子どもを預かっているとき、地震でタンスが倒れ下敷きになり入院した。

特長

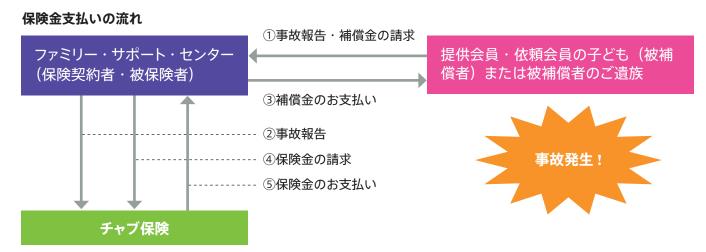
1. 活動中に被ったケガだけではなく、特定疾病も補償します。

対象となる特定疾病

- 急性虚血性心疾患 (いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患
- くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- 細菌性食中毒

- 日射病および熱射病等の熱中症
- 低体温症
- 脱水症

- 2. 天災により被ったケガや特定疾病も補償します。
- 3. 提供会員・依頼会員の活動時間による保険料算出により、合理的な保険料を実現します。



保険契約締結には、ファミリー・サポート・センターが登録会員に補償を行う規程等が必要です。

賠償金補償制度

施設所有(管理)者賠償責任保険/生産物賠償責任保険/受託者賠償責任保険/ファミリー・サポート・センター賠償責任特約/初期対応 臨時費用等補償特約(ファミサポ用)/訴訟対応費用拡張補償特約(ファミサポ用)/保険料確定特約(保険料精算を行う場合は付帯なし)

提供会員が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で、依頼会員の子どもや第三者(提供会員と同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する法律上の賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償します。なお、ファミリー・サポート・センターと提供会員間の賠償責任も補償します。

また賠償金補償制度は、本制度に最初に加入された日(遡及日)以降で保険期間中に発生した損害につき保険期間中に損害賠償請求されたものが補償対象となります。

*賠償金補償制度の被保険者:ファミリー・サポート・センターおよび提供会員(両方会員含む)

想定事故例

- 提供会員が依頼会員の子どもを保育施設へ送る途中、依頼会員の子どもが蹴った石が駐車中の第三者の自動車にあたり、 修理費を請求された。
- 提供会員が目を離した間に、依頼会員の子どもが道路に飛び 出し車にはねられ大ケガをしたことにより提供会員の管理責 任を問われて、賠償請求された。
- 提供会員の家で手作りのお菓子を子どもに与えたところ、食中毒を起こした。
- 提供会員が依頼会員からおやつ代として預かった現金が、盗 難されてしまった。

オプション: センター見舞金費用補償特約

依頼会員の子どもが、提供会員あるいは提供会員と同居する提供会員の親族に対して偶然な事故により、身体障害あるいは財物の損壊を発生させた場合において、その事故についてファミリー・サポート・センターが慣習に従って提供会員に支払う見舞金の50%を上限として補償します。(ただし、1回のファミリーサポート業務遂行につき5万円を限度とします。)

災害補償制度 保険金額				
保険金の種類	提供会員	依頼会員の子ども		
災害死亡補償保険金	500 万円	300 万円		
後遺障害補償保険金	最高 500 万円	最高 300 万円		
療入院日額	3,000円	3,000円		
療 入院日額	手術の種類に応じて 3 万・6 万・12 万円	手術の種類に応じて3万・6万・12万円		
保 強院日額	2,000円	2,000円		
賠償金補償制度 てん補限度額				
施設賠償・生産物賠償	対人・対物共通限度額 1事故および保険期間中:2億円			
初期対応費用 見舞金・見舞品	1 事故・期間中:500 万円(下記見舞金・見舞品を含む) 死亡後遺障害:10 万円(1 事由につき) 入院:1 万円(1 事由につき) 通院:5,000 円(1 事由につき)			
訴訟対応費用	1 事故・期間中:1,000 万円つき			
受託者賠償(現金のみ)	1 事故・期間中:10 万円			
オプション センター見舞金費用	次のうち、いずれかの低い金額を限度 1) センター見舞金 2) 5 万円			
免責金額	なし			

ご契約例と年間保険料の目安

提供会員 200 名、依頼会員 (子ども) 800 名の場合

1日の平均活動時間:3時間 1提供会員あたりの年間活動回数:40日 年間のべ活動回数:8000回として算出

	おすすめプラン
合計保険料	350,810 円

*左記保険料は一例です。過去の事故履歴等により、 保険料は異なります。

ご契約に関して

• お見積もりにあたって

別紙見積依頼書をご記入ください。それらに基づき保険料を算出いたします。 お見積は無料ですので、お気軽にご依頼ください。

・ご契約後には

中途加入会員・脱退会員についてその都度の報告や追加保険料の払い込みは不要です。 会員名簿の備付けが必要です。また補償規程に変更が生じた場合は、ただちに弊社宛にご通知ください。

• 保険期間終了後には

原則として、確定精算は不要となります。ただし、保険料確定特約を付帯しない場合は、保険期間終了後遅滞なく、保険期間中の確定内容をご通知いただき、保険料の確定精算を行います。

【災害	詳補償	制度】	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合	
団体総合	対象となる損害		下記の場合において、業務・活動中に偶然発生した被補償者 (注1) の傷害または特定疾病(注2) (「補償適用の原因(注3)」といいます。) に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。	故意・重過失/被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為/被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用/被補償者の無資格運転・酒酔い運転/戦争・暴動/保険契約の始期直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果原係のあるとなった疾病とほど、独特して2年以上被抗	
団体総合補償制度費用保険	災害死亡補償 保険金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償 適用の原因が生じた日から、その日を含めて 180 日以 内に被補償者が死亡した場合。	特定疾病(継続契約の場合で、継続して3年以上被 償者である者を除く)/該当する補償規程がない場合 /該当する補償規程を当会社が了知していない場合 など	
(c) 企 業		障害補償 金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。		
・団体災害扶助規程担保特約]		入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。		
	療養補償保険金	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内に、補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金(入院日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10 倍、20 倍、40 倍)を乗じた額とします。ただし、1 事故に基づく補償適用の原因につき、1 回の手術に限ります。		
		通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して、90 日を限度とします。		

【賠償金補償制度】	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできた	ない主な場合
施設所有 (管理) 者 賠償責任保険 (交差責任担保特約 B)	ファミリー・サポート・センターの運営管理や活動に起因して、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、ファミリー・サポート・センターまたはサービス提供会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。 ①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用	給排水管、暖冷房装置等 から漏出する蒸気、水等 あるいは屋根、雪野球 を もりた事に基本の を は を は を 等の工事に を がら と う が ら 入 が ら り が ら り が ら り が ら り が ら り が ら り が ら り が り が	そ・かかじ師与す戦労責に保損る加保者た責親排り被たに正対 は大きな人ど、償波被にあり被除っ償の/イン・ は大いいの外がである生医を因/、償波被にありがよりな償変議地する場合を は、1、億さ行人を は、1、億十分では、 は、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
生産物賠償責任保険	サービス提供会員が提供した飲食物等が原因で、第三者の身体または財物に損害を与えたことによりサービス提供会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。 ①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用	生産物または仕事の瑕疵 に起因する当該生産物ま たは仕事の目的物の損壊 自体に対する賠償責任/ 被保険者が故ら法令に追 大な過失により法令に追 反して製造、販売もしく は引渡した生産物または 行った仕事の結果に起因 する賠償責任 など	
受託者賠償責任保険 (貴重品危険補償特約 セット)	依頼会員から預かった現金が盗難にあったことにより、ファミリー・サポート・センターまたはサービス提供会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。 ①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用	被保険者、その代理人、 使用人が行いまたは加担 した盗難による損害/受 託物が預け主に引き渡さ れた後に発見された損害 など	

センター見舞金費用 補償特約(オプション)

依頼会員の子どもが、提供会員あるいは提供会員の親族の身体または財物に対して、偶然な事故により損害を与えた場合において、ファミリー・サポート・センターが提供会員に「センター見舞金」を支払う場合に、センター見舞金費用保険金をお支払いします。「センター見舞金」とは、提供会員が支出した治療費・修理費等の実費の50%を上限として、ファミリー・サポート・センターが慣習に従って提供会員に支払う見舞金をいいます。

保険金の額は、1回のファミリー・サポート業務遂行につき、「センター見舞金」あるいは「5万円」のいずれか低い金額を限度とします。

上記の保険金を支払わない場合に追加して

- ①提供会員が航空機、昇降機、自動車または施設外に おける船。車両を所有、使用または管理することに 起因して生じた損害
- ②提供会員が依頼会員から預かった財物に対する損害
- ③財物の損壊に起因するその財物の使用不能損害
- ④身体の障害に起因する休業損害

【用語の説明】

- (注1) 被補償者:「被保険者」であるファミリー・サポート・センターの役職員・構成員等で、被補償者名簿に記載された者
- (注2) 特定疾病:次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患 (いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

- (注3) 補償適用の原因:被補償者が業務・活動*従事中およびその往復途上に被った傷害または特定疾病 *あらかじめ約定した被保険者の「業務」または「活動」をいいます。
- (注 4) 補償規程:「被保険者」であるファミリー・サポート・センターが「被補償者」である役職員・構成員等に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

ご注意

- ご契約に際しては、「補償規程」の写しをご提出願います。
- 原則として、確定精算は不要となります。ただし、保険料確定特約を付帯しない場合は、保険期間終了後遅滞なく、保険期間中の被補償者ごとの業務従事日数と時間数、および行事開催日ごとの被補償者数と参加時間数をご通知いただき、保険料の確定精算を行いますので、ご契約に際して、「業務記録簿(業務従事時間数等がわかるもの)」も備付けが必要となります。
- 被保険者は被補償者名簿の備付けが必要となります。被補償者名簿にお名前の記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象 とはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。
 - ①住所を変更された場合
 - ②補償規程の記載事項に変更が生じた場合
 - ③被補償者を保険の対象とする他の保険契約を締結する場合、またはこれらの保険契約があることを知った場合

重要事項説明

1. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

- (1) 主な利用目的について
 - 1. 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
 - 2. 上記 1. に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - 3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - 4. 適正な保険金・給付金の支払
 - 5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - 6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- (2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 1. 法令に基づく場合
- 2. 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 3. 再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合
- 4. 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

2. 保険会社破綻時の取扱いについて

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、 支払われる保険金や解約返れい金が下記割合に削減されることがあります。

詳細は、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧いただくか、弊社までお問合わせください。なお、ご契約者様が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に以下が対象となります。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険 団体総合補償制度費用保険	破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合 100%)、3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合 80%

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

事故が起こったとき

事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- *事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- このパンフレットは「団体総合補償制度費用保険(企業・団体災害扶助規程担保特約)、施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、 受託者賠償責任保険」の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 「WIZ (ウィズ)」は団体総合補償制度費用保険のペットネームです。
- 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することと致しておりますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までご照会ください。

